

# 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

制定 平成 25 年 4 月 1 日

改正 令和 8 年 3 月 16 日

一般社団法人 高知県木材協会

## 第一 目的

本実施要領は、一般社団法人高知県木材協会（以下「木材協会」という）が平成 25 年 4 月 1 日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という）で規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という）の内容を定めるものである。

## 第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成 24 年 6 月に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、当団体の合法木材供給認定事業体（以下、「認定事業体」という）として、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。  
また、国内木質バイオマスに係るライフサイクル GHG 算定に必要な情報（以下、「GHG 関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は、木材協会の会員を対象とし、会員外の認定についても本実施要領に基づき認定する。なお、認定料は別途定める。

## 第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、【別記 1】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を当団体へ提出しなければならない。

## 第四 審査及びその結果の通知

- 1 木材協会は、本実施要領に基づく事業者の認定のため会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、本実施要領「第五 認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき、厳正に書類審査を実施し、認定に可否を決定する。必要がある場合は、現地調査を実施する。  
ただし、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施するこ

ととする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。

3 木材協会は、審査結果を申請者に通知するものとする。

## 第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

認定者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材とそれ以外の木材を分別管理することが可能な場所を有していること。
- ② 入荷、加工、保管の各段階において、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスとその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG 関連情報の管理等)

- ⑥ 国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

## 第六 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表

- 1 木材協会は認定事業者に対して、【別記2】で定める「発電利用に供する木質バイオマス」の証明に係る事業者認定書を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を木材協会のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

## 第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び未利用材又は一般木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報も記載する。

- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、【別記 3】とする。

## 第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、【別記 4】で定める「間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、間伐材等由来のバイオマス又は一般バイオマスの取扱等にかかる前年度分の実績を毎年 6 月末までに、木材協会へ報告する。
- 2 木材協会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

## 第九 立ち入り検査

木材協会は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、木材協会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど木材協会に協力しなければならない。

木材協会は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。

## 第十 認定事業者の取消

- 1 木材協会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を木材協会のホームページ等に公表するものとする。
  - ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
  - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
  - ③ 木材協会が認定事業者には是正を求めた事項が解消されないとき。その他認定事業者が認定事業者体の要件に適合しなくなったとき。
- 2 木材協会は、認定を取り消したときは、【別記 5】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

## 第十一 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

認定の継続を希望する事業者は、有効期間の満了する 1 ヶ月前までに、【別記 1 ア】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書（継続）」を木材協会へ提出しなければならない。

附則 この実施要領は、令和 8 年 3 月 16 日から施行する。